

県立高等学校（通信制を除く）、県立中等教育学校（後期課程）、  
県立特別支援学校（高等部）に進学される皆様へ

令和8年度入学生（中等教育学校は後期課程進級者）から、  
山口県教育委員会の指定するタブレット端末を、  
個人（保護者）の負担により購入していただくこと  
になります。

ご理解とご協力をお願いいたします。

## 保護者の皆様へ

未来を生きる子どもたちには、タブレット端末をはじめとするICTを活用しながら社会を生き抜くために必要な資質・能力を高めることが求められています。

山口県教育委員会では、県立学校において令和2・3年度に、タブレット端末等のICT環境を整備し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に取り組んできました。

国の進めるGIGAスクール構想※1も第2期の段階となり、ICTの一層の活用が求められる中で、より個人の興味関心に沿った活用を可能とするため、端末を個人所有にするとともに、スケールメリットによる負担軽減が期待できるBYAD方式※2に移行することとしました。

※1 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現し、これまでの教育実践とICTを組み合わせ、学習活動の一層の充実を図る取組。

※2 指定する端末を個人で購入し、学校に持ち込んで利用する方式。Bring Your Assigned Device の略。

### 端末の機種

- 高等学校、中等教育学校（後期課程）  
Windows 機
- 特別支援学校（高等部）  
iPad

### 端末の価格

7万円程度を想定（令和7年6月時点）

### 購入方法

進学先の学校が決定した後（3月ごろ）、学校から案内する専用のウェブサイトで購入いただく予定です。

- ・ **購入費の支援制度を創設**します。現時点での想定につきましては、裏面のQ & Aをご覧ください。
- ・ 指定端末の詳細等につきましては、秋ごろのご案内を予定しています。



やまぐちスマートスクール構想 2.0

1人1台タブレット端末などのデジタル学習基盤の充実・強化とさらなる活用促進により、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、誰一人取り残されない学びの保障、子どもと向き合う時間を確保するための働き方改革の推進など、デジタルを活用してリアルな学びを充実させ、子どもたちの可能性を広げる構想。

## 端末購入に関するQ & A（令和7年6月時点）

Q. 購入にあたって、端末購入費の支援制度はありますか。

A. 入学生全員に対し、以下のとおり補助することとしています。

区分	県立高校・中等(後期)	県立特別支援学校(高等部)
補助内容	端末購入費の 1/3	就学奨励費(※)の制度を活用

入学生全員に対する補助に加え、以下の世帯の入学生に対しては、端末購入費の負担が生じないように補助することとしています。

区分	県立高校・中等(後期)	県立特別支援学校(高等部)
対象世帯	住民税非課税世帯等	就学奨励費(※)における 支弁区分Ⅰの世帯

(※)障害のある児童生徒が特別支援学校等で学ぶ際に、保護者等が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組み。  
令和7年度の ICT 機器購入費に対する補助上限額は 50,930 円となっている。

Q. 端末の他に、別途購入が必要なものはありますか。

A. あくまでも任意で購入するものですが、端末の画面に貼る保護フィルム、持ち運ぶためのバック、フィルタリングソフト等が想定されます。

Q. 購入にあたって分割払いはできますか。

A. 分割払いも可能とする予定です。

Q. 購入した端末は家庭でも利用できますか。

A. 個人の持ち物ですので、家庭でも利用できます。

Q. 通信にかかる費用はどうなりますか。

A. 学校では、校内の Wi-Fi を利用するため、通信費の個人負担はありません。  
家庭での通信費は個人で負担することになります。

Q. 端末が故障した際に、修理費用はどうなりますか。

A. 個人の持ち物ですので、修理費用も個人で負担することになります。

Q. 指定する端末を購入せずに、別に用意した端末を1人1台タブレット端末として利用することはできますか。

A. 指定以外の端末では、授業で利用するサービスが利用できなかったり、動作が異なったりする可能性があるため、指定する端末を購入していただくこととしています。

この件に関する、次回のお知らせは、秋ごろを予定しています。

### お問い合わせ先

教育庁教育情報化推進室

企画班

〒753-8501

山口市滝町1-1 山口県庁 15 階

電話 083-933-4493

問合せ用フォーム

